

Q : 新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているものの P C R 検査を行っても陽性判定が続いているが、陰性の結果になるまで日本に帰国・入国できないですか。

- A : 新型コロナに罹患し、療養を終えて現在回復しているにもかかわらず、PCR 検査を何度行っても陽性判定が続いてしまう方で、以下 1 のいずれかに該当する場合には、以下 2 の書類をメールに添付の上、当館領事代表メール（jez.consul@lu.mofa.go.jp）宛てにご相談ください。
 - 1 ①日本国籍の方、②在留資格保持者の方で再入国の場合、③日本国籍者・永住者の配偶者又は子の新規入国の場合など
 - 2 ①旅券の人定事項ページの写し、②日本帰国・入国予定のフライト情報（eチケット写し等）、③コロナ陽性と判定された後に療養期間を超過し、新型コロナから回復している旨を記した医療機関等の診断書等（様式自由）、④新型コロナの療養期間終了後に、再度検査した結果が陽性となった検査結果（厚労省が有効と認める検体及び検査方法に限る
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html
）
- ※なお、ご相談をいただいたから回答するまでに最大 5 営業日程度かかりますので、特に帰国・入国予定日が接近している場合には、必ず必要書類をご準備の上、日程に余裕を持ってご相談ください。